雲南市本人通知制度登録申出書

年 月 日

雲南市長 様

雲南市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

ಸರ್ಕರದ್ವರ,											
申 出 者 の 氏 名 (通知を希望する方)					フリガナ		(FI)				
	生	年	月	日							
	住 (現在信	E民登録	をしていると	所 ::ころ)							
連 絡 先											
	住民票の写し・住民票記載事項証明			載事項証明	□現住所と同じ						
诵					本	籍	筆 頭 者				
通知対象	戸籍の附票				□現住所と同じ		□申出者と同じ				
	□戸籍 □除籍 □改製原戸籍				□同上		□同上				
代理人が申出をする場合は、次の欄に記入してください。											
代 理 人 区 分 1 法定代理人(□未					卡成年者 □成年被後	É見人) 2 任意付	弋理人 (委任状添付)				
			フリガナ								
代理人氏名											
代3	理人の何	主所									
連	絡	先					_				

- 注1 裏面の内容をよくお読みください。
 - 2 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
 - 3 次の書類を提示し、又は提出してください。
 - (1) 申出者が本人であることを証明する書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等)
 - (2) 代理人による申出の場合は、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本、委任状等)

_													
職員記入欄													
	受付	本人確認 □本人 □代理人	権限確認	名簿	住基	附票	戸籍						
		免・パ・個・住・障・在	□委任状 □戸籍										
		保・年・介	□公簿										
		他 (□登記事項証明書等										

雲南市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、雲南市において、事前の申し出により登録した者に係る住民票(除票を含む。)の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票(除票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本、戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書(以下「住民票の写し等」という。)を、第三者等(本人等(注)の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいう。以下同じ。)に交付した場合に、その事実について通知するものです。
 - (注)本人等とは (住民票関係)本人又は同一世帯に属する者 (戸籍関係)本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属
- 2 第三者に対して、登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者に雲南市住民票の写し等 交付通知書を送付します。但し、国又は地方公共団体の機関からの請求や、裁判手続きや紛争処理の 手続き等に係る請求の場合は、通知の対象とはなりません。
- 3 雲南市住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数(又は部数)
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の区分(代理人、第三者)
- 4 登録希望者は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きをすることができない場合は、代理 人により登録の申出をすることができます。
- 5 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申出は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。
 - (1) 登録希望者が疾病等により直接申出をすることができない場合
 - (2) 雲南市外に居住している場合
- 6 郵便等による登録の申出をするときは、この申出書に必要事項を記入の上、登録者本人であること が確認できる書類(個人番号カード、旅券、運転免許証等の官公署が発行した身分証明書で本人の写 真が貼付されたもの)の写し、代理人による場合は、併せてその旨を証明する書類(戸籍謄本、委任 状等)を同封してください。
- 7 転出、転居等により、登録をした内容に変更が生じた場合は届け出が必要です。
- 8 登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除又は通知が返戻されたときは、登録を廃止します。